

令和3年6月農業委員会
定例委員会議事録

鳥栖市農業委員会事務局

1. 開催日時 令和3年6月18日(金)

開会 午前9時28分

閉会 午前10時

2. 開催場所 鳥栖市役所2階第1会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬 秀利	出
2	大石 則子	出
3	上種 正博	出
4	佐藤 敏嘉	出
5	田代 英毅	出
6	中島 俊男	出
7	西 依 誠	出
8	久富 正ノ介	出
9	松隈 邦博	出
10	宮原 一美	出
11	脇 善治	出

4. 記事日程

第1 議事録署名委員の氏名

1番 有馬 秀利 委員 2番 大石 則子 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 木附 良介

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農用地利用集積計画について	17件
議案第4号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	16件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	8件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 木附良介
江田征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議事録

議 長	<p>それでは、ただ今より令和3年6月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。</p> <p>本日の出席者は11名、欠席者はありません。</p> <p>定足数に達しておりますので本定例会は成立いたしております。</p> <p>また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番、〇〇 〇〇委員と議席番号2番、〇〇 〇〇委員を指名いたします。なお、本日の会議書記につきましては、事務局の〇〇氏をお願いいたします。</p> <p>審議に入ります前に、御報告をしておきます。</p> <p>30アールを超える転用案件につきましては、佐賀県農業会議に意見を聴くことが義務付けられていますので、本日の審議に先立ち、6月15日（火）、佐賀市のグランデはがくれで開催されました佐賀県農業会議の常設審議委員会で、議案第2号、番号1から番号4の案件についてお諮りしたところでございます。これにつきましては、全員「異議なし」という回答をされたことを御報告いたしておきます。</p> <p>それでは、ただ今から議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号を議題といたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について4件、8筆でございます。</p> <p>議案第1号、番号1の案件につきまして審議をいたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について4件、8筆の申請がございましたので承認を求めます。</p> <p>それでは、1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、番号1の案件につきましては、高齢により経営規模縮小を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。</p> <p>譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。</p> <p>以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
次に、議案第1号、番号2の案件について審議をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。
譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。
以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行いたいと思いますが、議案第1号、番号2の案件については、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇 〇〇委員の退席を求めます。

(6番委員退席)

議案第1号、番号2の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。
議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
〇〇 〇〇委員の入席を求めます。

(6番委員入室)

次に、議案第1号、番号3、番号4の案件につきましては、関連することから一括して審議をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、番号3、番号4の案件につきまして、一括して説明をいたします。
番号3、番号4の案件につきましては、高齢により経営規模縮小を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3、番号4の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について5件、5筆でございます。

議案第2号、番号1から番号4の案件につきましては、関連することから一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものが4件、4筆、使用貸借権設定に係るものが1件、1筆の申請がございましたので承認を求めます。それでは、議案第2号、番号1から番号4の案件につきまして一括して説明いたします。

申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者は、現在使用している駐車場内に新たに倉庫を増築することに伴い駐車場が不足するため、駐車場として農地転用申請をされたものです。

農地区分につきましては、第1種農地と判断しております。判断基準につきましては、後ほど説明をいたします。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、敷地内の溜枡を経由して北側と東側の既存水路に放流される計画となっております。

また、資金計画については、通帳の写しが添付されております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照願います。

次に、農地区分及び許可の基準について説明をいたします。

申請地は、「農業公共投資対象農地」に該当することから第1種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では、「原則不許可」となっていますが、例外許可として、「既存の施設の拡張」という事項があります。

今回の申請は、申請者が道路を介して経営している倉庫の増築に伴い、不足する駐車場の拡張であるため、農地転用は許可し得ると判断をいたします。

以上、議案第2号、番号1から番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。
〇〇委員

7番委員 7番委員の〇〇でございます。
担当委員として、一言申し添えたいと思います。
6月14日、会長と〇〇推進委員、それと事務局と私で現地を確認いたしました。

申請地は〇〇町、ちょうど高速道路のすぐ側でございます。そちらの農地でございます。道をはさんだら、ビル、倉庫が立ち並ぶところでございます。

今回の農地転用の申請については、〇〇町の区長、それと生産組合長、それから水利組合長、こちらの同意も得ております。

そういうことで、これらの点を勘案いたしますと、今回の農地転用申請の周囲への影響はないと、考えづらくということでございまして、農地転用については問題が無いと思われま。

以上、担当委員からの意見でございます。

議 長 ありがとうございます。
他に、ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1から番号4の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号5の案件につきましては、農地法第5条の規定による使用貸借権設定に係る転用許可申請でございます。

申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者は現在、県営住宅に居住され、農業経営をされておりますが、高齢になってきた御両親のお世話も考えて、実家と農地に近い当該地に農家住宅を建てるために、転用申請をされたものです。

農地区分につきましては、甲種農地と判断しております。判断基準につきましては、後ほど説明いたします。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は地下浸透及び南側、東側の既存水路に放流、生活排水は公共下水道に接続される計画となっております。

また、資金計画につきましては、融資証明書が添付されており、農振除外は済まされております。

5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照をお願いいたします。

次に、農地区分及び許可の基準について説明をいたします。

申請地は、「集団農地で高性能農業機械での営農可能な農地」であることから甲種農地と判断しております。

許可の基準といたしましては、甲種農地の立地基準では、「原則不許可」となっておりますが、例外許可として、「農業従事者のための住宅」という事項に該当するため、農地転用は許可し得ると判断をいたします。

以上、議案第2号、番号5の案件についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

○委員。

11番委員

11番委員の○です。

担当委員として、一言申し添えいたします。

6月14日、会長と私と○○委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、○○町と○○町との境にあり○○町の集落に接するような位置にある農地になります。

今回の農地転用について、区長、生産組合長からの同意も得てあります。

これらの点から勘案いたしますと、今回の農地転用申請で周囲に影響が出るとは考えづらく、農地転用について、特段の問題は無いと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございます。他にございましたら。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。
議案第2号、番号5の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求め
ます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について17件、45筆でございます。
議案第3号、番号1から番号17につきましては、一括して審議をいたしま
す。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページから12ページをお願いいたします。
議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業
により17件、45筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第
18条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、9ページ、11ページ及び12ページの農用地利用集積
計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

まず、9ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積
は、記載のとおりでございまして、合計が4万9,843.99平方メートルと
なっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数に
つきましては、記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が29件、4万
9,620.99平方メートル、使用貸借権が1件、223平方メートルとなっ
ており、総合計30件、4万9,843.99平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は6件、地目「田」の設定面積
は、6,645平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人12名、借人7名、渡人2名、
受人2名、申請枚数は14枚となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積
は記載のとおりでございまして、合計が1万7,314平方メートルとなっ
ております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数に
つきましては、記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が9件、1万7,
314平方メートル、総合計も同数となっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人3名、借人1名となっており、
申請枚数は3枚となっております。

12ページを御覧ください。このページは、9ページと11ページの合計の集
計表となっております。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございます、合計が、6万7,157.99平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございます、合計で、賃借権が38件、6万6,934.99平方メートル、使用貸借権が1件、223平方メートルとなっており、総合計39件、6万7,157.99平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は6件、地目「田」の設定面積は、6,645平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人15名、借人8名、渡人2名、受人2名、申請枚数は17枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。議案第3号、番号1から番号17の案件について、質疑を求めます。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号17の案件について、承認することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、13ページをお願いいたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、「鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づいて1件、1筆のあっせんの申し出がございました。

詳細については、別冊資料2の「農地移動適正化あっせん事業調書」を御参照願います。

1ページをお願いします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。

農地の位置については、2ページの地図のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

議案第4号は、旭地区の〇〇町の案件でございますので、〇〇 〇〇農業委員、〇〇 〇〇推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。
議案第4号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。
よって、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、14ページをお願いいたします。
報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、3筆が提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、15ページから19ページをお願いします。
報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが14件、21筆、賃借権設定に係るものが1件、1筆、使用貸借権設定に係るものが1件、1筆提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、20ページから21ページをお願いします。
報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして8件、10筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6カ月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目どおし方、よろしくお願いをいたします。
その他の事項で委員の皆様から、何かございましたら。

(発言する者なし)

ないですかね。

そしたら、ちょっと私の方から御報告を。

遅くなりましたけれども、火曜日に県のほうの常設審議委員会定例会がございましたけれども、その後、県の農業委員会関係の総会があったわけですが、その中で、佐賀市の会長が県の会長をしていただいておりますけれども、もう、長年していただいていたというのと高齢というのもありまして退任をされました。

そして、伊万里市の農業委員会の会長が副会長をされておりましたので、その方が新しい会長と。それで、副会長はどうするかということになって、いろんな上になる条件があったみたいで、たまたまその条件にあったのが私ということで、私が県の副会長ということになりましたので、御紹介しておきます。

よろしく願いしときます。

(委員より拍手)

事務局から、何かありますか。

事務局

お疲れさまです。

すいません、農地パトロールの件で、こちらのほうから説明をさせていただきたいと思います。

毎年8月から9月に農地パトロールを行っておりまして、今年もそのスケジュールで行いたいと思っておりますが、来月、定例会後に地区毎に集まっておりますので、日程等について話し合いをしたいと思っております。詳細等は、追って連絡をさせていただきます。

それで、去年、皆様へ地図をお渡ししたのって持ってありますか？

ない場合は、すみません、また連絡をお願いいたします。こちらで、また用意させていただきますので、御確認のほうをよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ほかに、何かございましたら。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和3年7月20日火曜日、午前9時30分より本庁舎の3階大会議室で開催の予定をいたしております。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で、鳥栖市農業委員会、6月定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長

委 員

委 員